

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例の施行状況

1. 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例の概要

施行：平成 24 年 12 月（規制に関する部分は平成 25 年 4 月施行）

1-1 条例の目的、基本理念

【目的】（第 1 条）

この条例は、地下水及び水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、事業者及び土地所有者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定めることにより、健全な水循環の維持に資することを目的とする。

【基本理念】（第 3 条）

- 1 地下水の保全は、地下水が水循環（水が蒸発、降下、流下及び地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すことをいう。）の一部をなすものであり、かつ、県民生活及び地域の産業の共通の基盤であることに鑑み、地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならないという認識に立って、推進されなければならない。
- 2 地下水の保全は、地下水が限りある資源であることを踏まえ、急激な地下水位の低下や地盤沈下など地下水の減少による障害が発生しないよう、地下水の涵養と適正な利用を図ることにより推進されなければならない。
- 3 水源地域の保全は、県民が本県の豊かな水資源を通して森林の恵沢を享受していることに鑑み、社会全体で森林を支えるという考え方の下に、森林の有する水源の涵養の機能（第 21 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 26 条第 1 項において「水源涵養機能」という。）の維持及び増進が図られるよう推進されなければならない。

1-2 条例の構成

第 1 章 総則・・・条例の目的、基本理念等

第 2 章 地下水の適正な採取
・・・揚水設備の設置届出、地下水涵養の実施、採取量の定期報告等

第 3 章 水源地域における適正な土地利用の確保
・・・水源地域の指定、所有権移転の事前届出、届出者への助言等

第 4 章 雑則・・・市町村条例との関係等

第 5 章 罰則

1-3 地下水の適正な採取に係る規定

- 揚水設備の設置の届出（第8条関係）
 - ・揚水機の吐出口断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする者は、設置の30日前までに知事に届け出なければならない。
- 地下水涵養の努力義務（第18条関係）
 - ・揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に努めなければならない。
 - ・揚水機の吐出口断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者（大規模採取者）は、地下水の涵養に関する計画を知事に提出しなければならない。

涵養計画書の記載内容

【目標涵養量】

地下水採取量の1% + 「水のみを原料とする製品※1の出荷量」の50%

※1 ミネラルウォーターなど

【地下水涵養量】

揚水設備の設置者が実施する地下水涵養方法※2に応じた地下水涵養量

※2 雨水浸透ます、緑地、森林の整備など

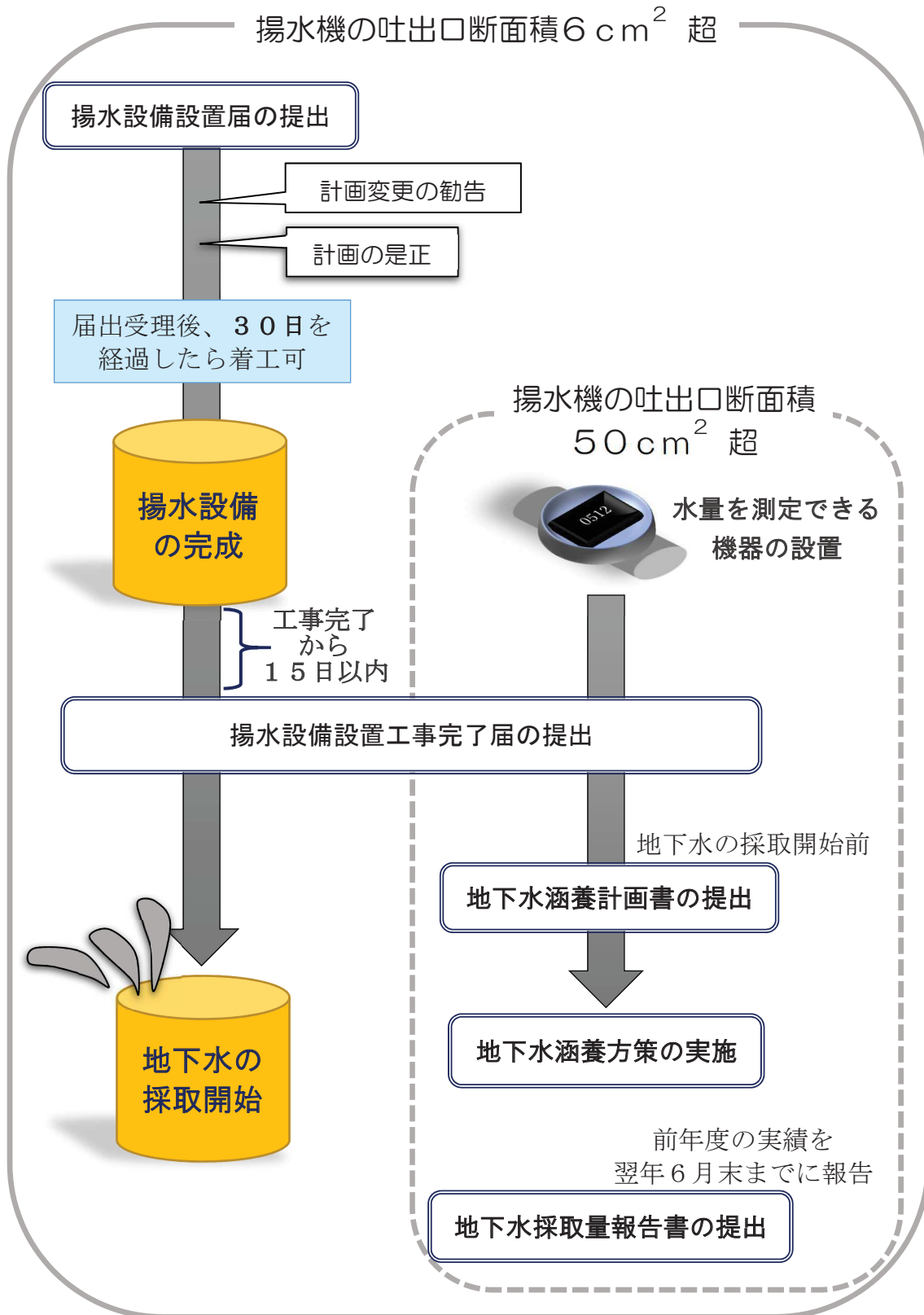
⇒【地下水涵養量】≧【目標涵養量】となるようにする。

- 地下水採取量の定期報告等（第19条関係）
 - ・揚水機の吐出口断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者（大規模採取者）は、水量を測定するための機器を用いて採取量を測定し、毎年1回、知事に報告しなければならない。
- 勧告等（第9条、第15条、第18条関係）
 - ・次の場合、知事は勧告し、これに従わないときは、公表できる。
 - ・届出に係る揚水設備を用いた地下水の採取により、周辺の地下水の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
 - ・地下水の保全のため、特に必要があると認めるとき。
 - ・届出をせずに、揚水設備の設置又は変更したとき。
 - ・地下水の涵養に関する計画を提出しないとき。
- 命令（緊急時の措置）（第16条関係）
 - ・知事は、地下水の採取や異常な湧水等の事由による地下水位の異常な低下などの障害の発生により、地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、地下水の採取の停止や採取量の制限等の措置を命ずることができる。
- 常時監視（第20条関係）
 - ・知事は、地下水位の状況を常時監視しなければならない。

1-4 その他

- 市町村条例との関係
 - ・市町村条例により、本条例の目的を達成できる場合には、その市町村の区域において本条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。
 - ⇒富士吉田市、北杜市、笛吹市、中央市、昭和町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町、都留市、山中湖村の10市町村が地下水条例を制定。

<地下水の適正な採取に係る規定 フロー図>



2. 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例の施行状況

2-1 揚水設備設置届出数の推移

表2-1 揚水設備設置届出数（各年度末現在）（注1）（注2）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (注3)
吐出口断面積6～50cm ²	171	190	201	217	244	234
吐出口断面積50cm ² ～	229	235	244	249	275	249
合計届出数	400	425	445	466	519	483

（注1）県地下水条例に基づく揚水設備設置届出数であり、市町村の地下水条例に基づく届出数は含まない。

（注2）届出数には、既設の揚水設備に係る届出が含まれる。

（注3）都留市及び山中湖村の地下水条例が平成30年度に施行されたため、都留市及び山中湖村に係る届出数は含まない。

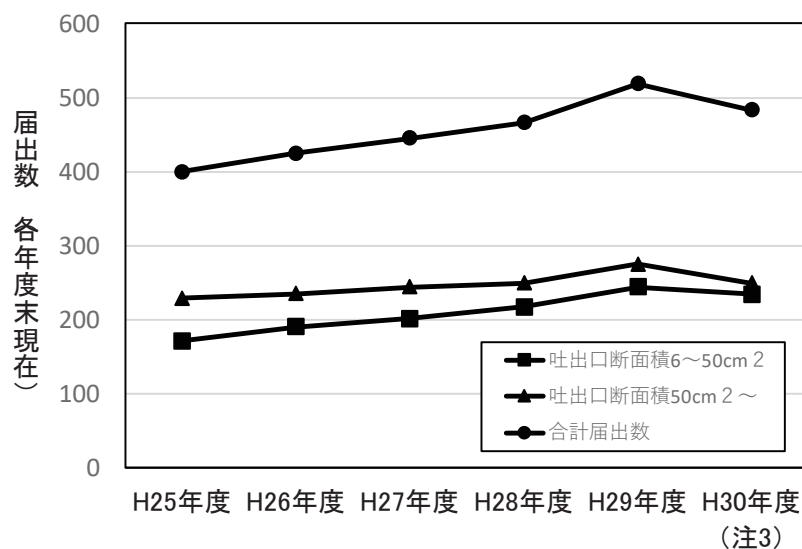


図2-1 揚水設備設置届出数（各年度末現在）（注1）

2-2 地下水採取量の推移

表2-2 地下水採取量（注1）

地域	年間採取量（m ³ /年）				
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
中北	29,437,138	30,830,626	30,007,986	31,238,398	31,128,357
峡東	12,368,489	12,550,852	12,833,585	11,844,498	12,016,950
峡南	7,177,059	7,767,875	6,218,902	5,533,091	7,519,604
富東	20,217,178	19,892,310	21,524,180	21,283,552	22,022,461
合計	69,199,864	71,041,663	70,584,653	69,899,539	72,687,372

（注1）県地下水条例及び市町村地下水条例に基づき、報告のあった地下水採取量。

ただし、平成25年度分は県地下水条例に基づく報告のあった地下水採取量のみ。

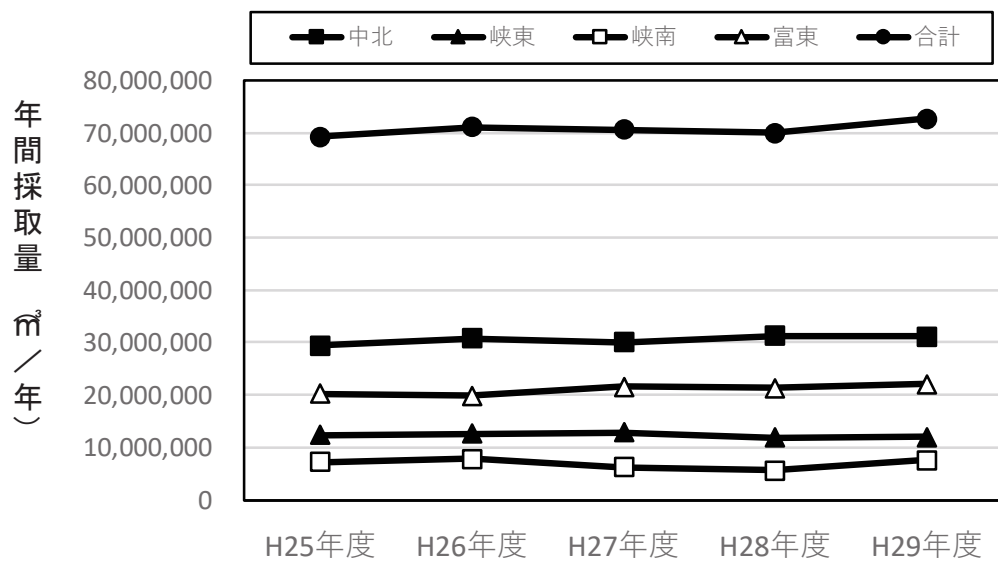


図2-2 地下水採取量（注1）

2-3 地下水涵養計画の状況

表2-3 地下水涵養計画の状況（平成30年度末）

(千m³)

区 分	涵養計画 提出数	① 地下水涵養量	目標涵養量 に対する 地下水涵養量 の比率 (①/②)	② 目標涵養量 (③×0.01+④×0.5)		
				③ 地下水 採取量	④ 水のみを 原料とする 製品の出荷量	
目標涵養量の設定が 不要な事業者 (水道事業者、農業用など)	31	不要	—	不要	91,969	—
目標涵養量の設定が 必要な事業者 (製造業などの上記以外)	150	15,442	15.5	996	30,546	1,381
合計	181	—	—	—	122,515	—

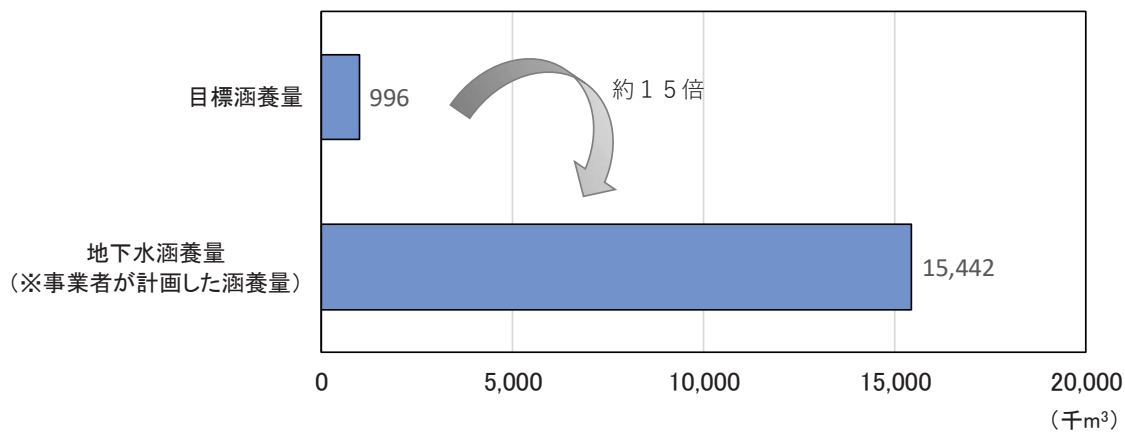


図2-3 目標涵養量と地下水涵養量(平成30年度末)